



【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター
(☎28-9110)

「返品」は「解約」ではありません

事例 SNSの広告を見て、1回だけのお試しのつもりで美容液を買った。1か月後、同じ商品が届いたが、注文した覚えがないので送り返した。その後、請求書は届いていたが無視をしていたところ、法律事務所から通知がきた。定期購入の契約をしていて、支払いが滞っているという督促状だった。

アドバイス

- ・返品や受取拒否だけでは解約にはなりません。規約などに基づき、解約の手続きをしましょう
- ・注文をするときは、数量、回数などの内容、解約の条件や申出期限などをしっかり確認しましょう
- ・ネット通販での購入時は、最終確認画面のスクリーンショットを保存しておきましょう

市民生活相談・消費生活相談 ID1000622

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 要予約

ID1026284

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです。
とき＝8月6日☎13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝同センター（☎28-9110）
※8月5日☎15:30までに予約してください